

2022年3月8日

会 社 名 株式会社オークワ

代表者名 代表取締役社長 大桑弘嗣

(コード番号 8217 東証1部)

問合せ先 常務取締役執行役員

管理本部長兼IR室長 東 川 浩 三

T E L 073-425-2481

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について 2022 年5月 12 日開催予定の当社第 53 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の目的

各位

- (1) 当社は、2022年1月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2022年5月12日開催予定の当社第53回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正 規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、 次のとおり変更を行うものであります。
  - ①変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ②変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④上記に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第8条を新設するものであります。
- (4)取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、変更案第29条第1項を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (5)当社は、経営意思決定の迅速化と取締役会の経営監督機能強化を図るため、執行役員制度を導入いたします。これに伴い、取締役(監査等委員である取締役除く。)の員数を合理的な水準にするため所要の変更を行うものであります。
- (6) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 目程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年5月 12 日(木)

定款変更の効力発生日

2022年5月12日(木)

※現行定款第 15 条の削除および変更案第 16 条の新設については附則に定める時に効力が 生じるものといたします。

以上

<別紙>定款変更の内容 (下線は変更部分です。) 変更案 現行定款 第1章 総 則 第1章 総 則 第 1 条~第 3 条 (条文省略) 第 1 条~第 3 条 (現行どおり) 第4条(機関の設置) 第4条(機関の設置) 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および 会計監査人を置く。 関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 第 5 条 (条文省略) 第 5 条 (現行どおり) 第2章 株 式 第2章 株 式 第 6 条~第 7 条 (条文省略) 第 6 条~第 7 条 (現行どおり) (新 設) 第8条(単元未満株式についての権利) 当会社の株主は、その有する単元未満株式につい て、次に掲げる権利以外の権利を行使することが できない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする 権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当 ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 第8条(単元未満株式の買増請求) 第 9 条 (単元未満株式の買増請求) 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところに

第<u>8</u>条(単元未満株式の買増請求) <u>単元未満株式を有する</u>株主は、その単元未満株 式と併せて単元株式数となる数の株式を<u>自己に</u> 売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 9 条 (条文省略)

第 10 条 (株式取扱規則) 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定 める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第 <u>11</u> 条 (基 準 日) 当会社<u>は、毎年2月20日の株主名簿に記録され</u> <u>た株主をもって、</u>定時株主総会<u>において権利を</u> 行使することができる株主とする。 第 10 条 (現行どおり)

第 11 条 (株式取扱規則)

とができる。

当会社の株式に関する取扱いは、<u>法令または本定</u> <u>款のほか、</u>取締役会の定める株式取扱規則によ る。

より、その有する単元未満株式の数と併せて単元

株式数となる数の株式を売り渡すことを請求するこ

第3章 株主総会

第 <u>12</u> 条 (<u>定時株主総会の</u>基準日) 当会社<u>の</u>定時株主総会<u>の議決権の基準日は、毎</u> 年2月 20 日とする。

## 現行定款

# 第 12 条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎年5月20日までに これを招集する。

## 第 <u>13</u> 条 (条文省略)

### 第 14 条 (決議要件)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の 定めがある場合を除き、出席した株主の議決権 の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

# 第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

# 第 16 条 (条文省略)

第 4 章 取締役および取締役会

第 <u>17</u> 条 (員 数) 当会社の取締役は、20 名以内とする。

(新設)

第 18 条 (選 任)

(新設)

取締役の選任は、<u>株主総会において、</u>議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1以

### 変更案

# 第 13 条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎年5月20日までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時 これを招集する。

# 第 14 条 (現行どおり)

### 第 15 条 (決議要件)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使するこ</u>とができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. (現行どおり)

(削除)

# 第 16 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考 書類等の内容である情報について、電子提供措置 をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

# 第 17 条 (現行どおり)

第 4 章 取締役および取締役会

# 第 18 条 (員 数)

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除 く。)は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

#### 第 19 条 (選 任)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の 取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主

## 現行定款

上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任<u>について</u>は、累積投票によらないものとする。

# 第 19 条 (任 期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

(新設)

(新設)

## 第 20 条 (取締役会の招集)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

#### (新設)

2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役複数のときは、その順序はあらかじめ取締役会の決議をもって定める。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(新設)

第 21 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会はその決議により取締役の中から、取 締役社長1名を置き、必要に応じ取締役最高顧 問、取締役会長および取締役副会長各1名、取 締役副社長、専務取締役および常務取締役各 若干名を置くことができる。

- 2. 取締役社長は当会社を代表する。
- 3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、

### 変更案

が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任<u>決議</u>は、累積投票によらないものとする。

# 第 20 条 (任 期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会終結の時までとする。
- 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

## 第 21 条 (取締役会の招集)

取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3日前<u>まで</u>にこれを発する。ただし、緊急の必要が あるときには、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続き を経ないで取締役会を開催することができる。

3. (現行どおり)

(削除)

第 22 条 (重要な業務執行の決定の委任) 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定 により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部また は一部を取締役に委任することができる。

第 23 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会はその決議により取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役最高顧問、取締役会長およ び取締役副会長各1名、取締役副社長、専務取締 役および常務取締役各若干名を置くことができる。

- 2. (現行どおり)
- 3. (現行どおり)

現行定款	変更案
当会社を代表する取締役を選定することができる。	
第 22 条 (取締役会の権限) 取締役会は法令および定款に定める事項のほか、会社の重要事項を決定する。	第 24 条 (取締役会の権限) 取締役会は法令および定款に定める事項のほか、 会社の重要事項を決定する。ただし、第 22 条の規 定により取締役に委任する事項を除く。
第 <u>23</u> 条 (条文省略)	第 25 条 (現行どおり)
第 24 条 (取締役会の決議) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 その過半数をもってこれをなすものとする。	第 26 条 (取締役会の決議) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取 締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを なすものとする。
(新設)	2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
第 <u>25</u> 条 (条文省略)	第 27 条 (現行どおり)
第 <u>26</u> 条 (報 酬 等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定 める。	第 <u>28</u> 条 (報 酬 等) 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議をもって定める。
第 <u>27</u> 条 (取締役 <u>と</u> の責任 <u>限定契約</u> ) (新設)	第 29 条 (取締役の責任 <u>免除</u> ) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取 締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条 第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除することができる。
当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)と の間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を 限定する契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定 する額とする。	2. (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会	(削除)
第 28 条 (員 数) 当会社の監査役は5名以内とする。	(削除)
第 29 条 (選 任) 監査役の選任は、株主総会において、議決権を 行使することができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半数 をもって行う。	(削除)
第 30 条 (任 期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は退任し	(削除)
	6

現行定款	変更案
た監査役の任期の満了すべきときまでとする。	<u> </u>
第 31 条 (監査役会の招集) 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日 の3日前にこれを発する。ただし、緊急の必要が あるときには、この期間を短縮することができる。	(削除)
第 32 条 (常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定 する。	(削除)
第 33 条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款の ほか、監査役会において定める監査役会規則に よる。	(削除)
第 34 条 (監査役会の決議) 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合 を除き、その過半数をもってこれをなすものとす る。	(削除)
第35条(報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	(削除)
第 36 条 (監査役との責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠 償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法 令が規定する額とする。	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	第 30 条 (監査等委員会の招集) 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対 して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊 急の必要があるときには、この期間を短縮すること ができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	第 31 条 (常勤監査等委員) 監査等委員会は、その決議によって、常勤監査等 委員を選定することができる。
(新設)	第 32 条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款 のほか、監査等委員会において定める監査等委員 会規則による。

### 現行定款 変更案 (新設) 第 33 条 (監査等委員会の決議) 監査等委員会の決議は、議決に加わることができ る監査等委員の過半数が出席し、その過半数をも ってこれをなすものとする。 第6章 計 第6章 計 算 算 第 37 条 (条文省略) (現行どおり) 第 34 条 第38条 (剰余金の配当) 第 35 条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月20日とす 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主 名簿に記録された株主または登録株式質権者に る。 対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8 2. 前項のほか、当会社は取締役会の決議により、 月20日の株主名簿に記録された株主または登 毎年8月20日を基準日として中間配当を行うことが 録株式質権者に対し、中間配当を行うことができ できる。 第 39 条 (条文省略) 第 36 条 (現行どおり) 第 40 条 (配当金の除斥期間) 第37条(配当金の除斥期間) 期末配当金または中間配当金が支払開始の日 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日 から満3年を経過しても受領されないとき、当会社 から満3年を経過しても受領されないとき、当会 社はその支払義務を免れるものとする。 はその支払義務を免れるものとする。 (新設) 附則 (新設) 第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定 款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正 する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただ し書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)か ら効力を生ずるものとする。 2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、 本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしく は施行日から6か月以内に開催する最後の株主総 会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日 まで、効力を有するものとする。 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考 書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に 記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、 法務省令に定めるところに従いインターネットを利

以上

用する方法で開示することにより、株主に対して提

3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもっ

供したものとみなすことができる。

てこれを削除する。